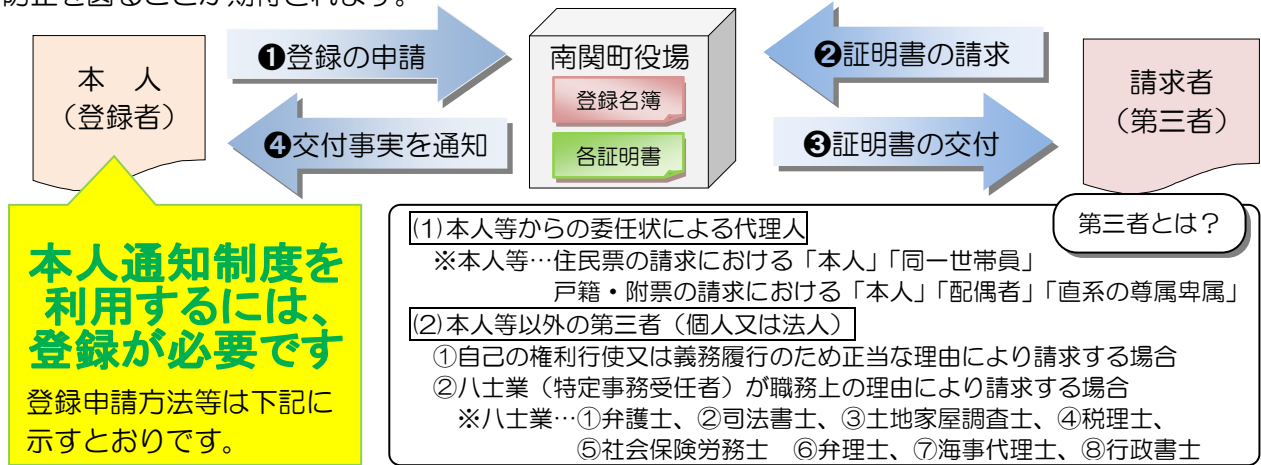


南関町では、平成30年10月1日から、

# 「南関町住民票の写し等第三者請求に係る本人通知制度」を開始します。

## ■本人通知制度とは

住民票の写し等を第三者に交付した場合に、事前に登録された方に、その交付の事実を通知する制度です。この制度を実施することで、住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることが期待されます。



(注) 第三者から請求があった場合に、証明書を交付できないようにしたり、証明書の交付の可否を登録者へ事前に確認したり、誰が取得したかをお知らせする制度ではありません。

## ■通知の対象となる証明書の種類

<ul style="list-style-type: none"><li>住民票の写し</li><li>住民票記載事項証明書</li><li>戸籍の附票の写し</li><li>戸籍謄本、抄本</li><li>戸籍記載事項証明書</li></ul>	除票・除籍を含む
--	----------

### 《通知の対象とならない請求》

- 本人等からの請求
- 国や地方公共団体からの公用請求
- 八士業が、裁判や訴訟手続き、紛争処理手続きの代理事務に使用するための請求

## ■登録できる方

南関町に住民登録又は戸籍がある方（過去にあった方も含む）

※死亡した方や失踪宣告を受けた方は対象外です。

## ■登録申請方法

必要書類を持参のうえ、窓口で「南関町本人通知制度登録申請書」に記入をお願いします。

- |             |   |
|-------------|---|
| <b>必要書類</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>申請者の本人確認書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）</li><li>代理人による申請の場合…任意代理人は「委任状」、法定代理人は「戸籍謄本等」</li></ul> |
|-------------|---|

※次の場合は、郵送による申請も可能です。（申請書は南関町ホームページからダウンロード可）

- 病気等のやむを得ない理由で直接窓口に来ることができない場合
- 南関町以外の他の市町村に居住の場合

## ■登録期間

登録期間は、申請した日から3回目の9月30日までです。

満了日までに廃止の届出がない場合は、登録期間を3年間延長します。（以後も同様）

延長した方には、更新通知を送付します。

## ■変更、廃止の届出

氏名や住所など登録内容に変更があった場合や登録を廃止する場合は、変更・廃止の届出が必要です。

## ■受付窓口及び問い合わせ先

南関町役場税務住民課住民係 ☎0968-57-8502

（〒861-0898 熊本県玉名郡南関町大字関町64番地）